

「山形日和。」旅行券  
宿泊施設／観光券取扱施設様向け 取扱いマニュアル【第2期】

「山形日和。」旅行券の取扱い方法については、次の要領に沿ってご対応くださいますようお願い申し上げます。

**※注意事項：必ずご了承の上、ご参画ください※**

利用規則に反するような不正利用等が発覚した場合、法律等により処罰されることがあります。また不正が発覚した場合、不正受給された金額を返還することはもとより、今後山形県・山形県観光物産協会が実施する事業において参画することができなくなる場合があります。

山形県・山形県観光物産協会の職員が必要に応じて適宜宿泊施設・観光券取扱施設を訪問し、状況について質問、実績報告書の内容確認、宿泊台帳の閲覧など必要な対応を依頼・調査することがあり、参画にあたってはこれら必要な業務に協力いただくこととなりますのでご了承ください。

◆ 「山形日和。」旅行券の概要

宿泊代の一部として充当できる【旅行券】と、山形県内の観光施設で1,000円以上の利用（施設入場料・飲食代・お土産代など）で500円の値引きが可能な【観光券】、両券がセットとなった「山形日和。」旅行券を下記の通り販売し、山形県への観光意欲の喚起及び地域における消費拡大を図ります。

(1) 額 面 : 10,000円 (販売額: 5,000円)

※上片が【旅行券】10,000円

下片が【観光券】500円(1,000円以上の利用で1枚利用可能)です。

※2枚に切り分けて利用される方も想定されますので、ご注意ください。

※第1期販売分と第2期販売分は様式が異なりますので、ご注意ください。

(2) 発行枚数 : 【第1期】20,000枚 (内蔵王枠3,000枚)

【第2期】45,000枚 (内蔵王枠7,000枚)

(3) 発売箇所 : 【第1期】全国大手コンビニエンスストアの端末設置店舗にて販売

【第2期】官製はがきにて申込

セブンイレブン、サークルKサンクスでの引換

または代金引換郵便での引取り

(4) 発売期間 : 【第1期】平成27年7月9日(木)～平成27年8月31日(月) (販売終了)

(5) 応募期間 : 【第2期】平成27年9月10日(木)～平成27年9月22日(火)までの

消印有効

※申込み枚数が予定枚数を超過した場合は抽選になります。

(6) 利用期間 : 【第1期】平成27年7月9日(木)～平成27年10月31日(土)宿泊分まで

★【観光券】は翌日11月1日(日)まで

【第2期】平成27年11月1日(日)～平成28年2月29日(月)宿泊分まで

★【観光券】は翌日3月1日(火)まで

※いずれも利用除外日は設定いたしません。

(7) 利用場所 : 公益社団法人山形県観光物産協会の審査を通過した施設に限ります。

①【旅行券】は「利用宿泊施設」

②【観光券】は「観光券取扱施設」

(8) 利用制限 : 【旅行券】1人1泊につき2枚まで可能

注)【旅行券】は2枚つづり券の上片になります。

①宿泊料金及び宿泊施設内でお土産代、飲食代、施設使用料、館内サービス代、観光施設入場券代などを券面以上の宿泊料金とともに宿泊施設のフロントで一括精算する場合に限り利用可能です。

②精算金額が10,000円に満たない場合は利用できません。

③1名が連泊にて10,000円以上または2人以上宿泊で合計10,000円以上の場合も利用可能です。

※精算額が金券の合計額を下回る場合は利用できません。

※釣り銭の支払い、現金との引換はできませんのでご注意ください。

【観光券】1回1,000円以上の利用で1枚利用可能

注)【観光券】は2枚つづり券の下片になります。

①山形県内の観光施設で1,000円以上の利用(施設入場料・飲食代・お土産代など)に限り500円の値引きが可能です。

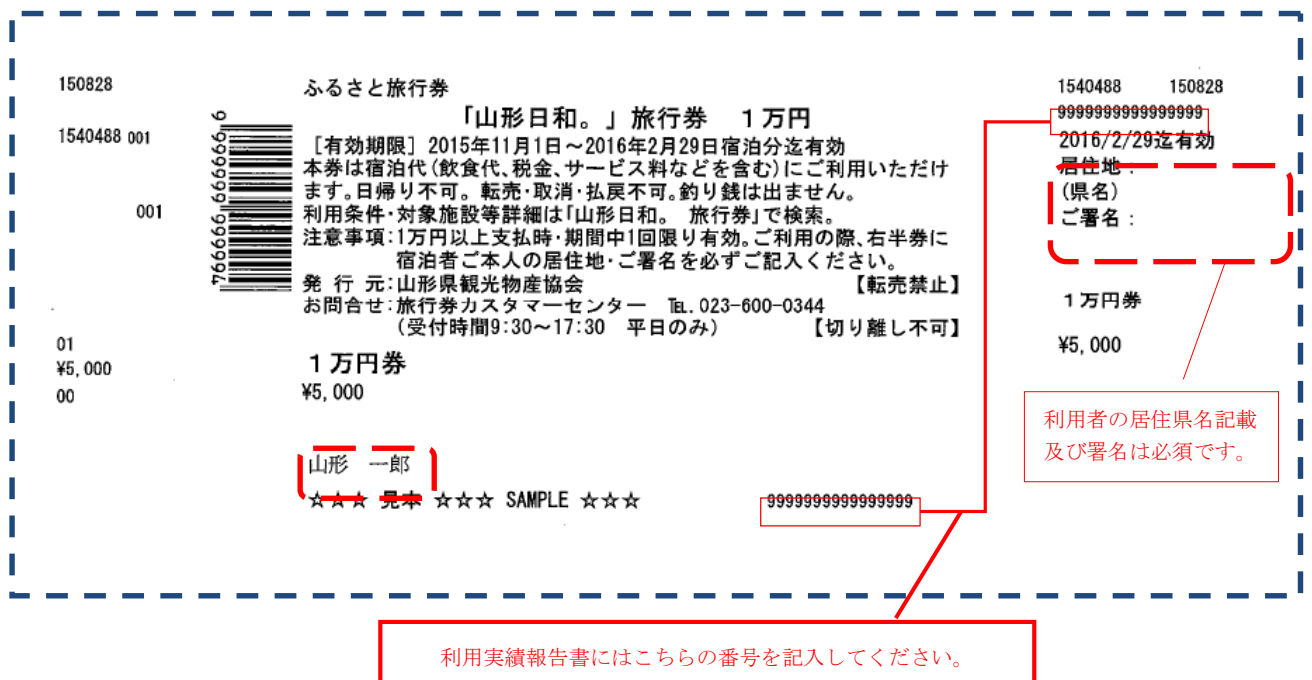
②2人以上の利用金額合計額が1,000円以上の場合でも利用可能です。

※精算額が1,000円を下回る場合は利用できません。

※釣り銭の支払い、現金との引換はできませんのでご注意ください。

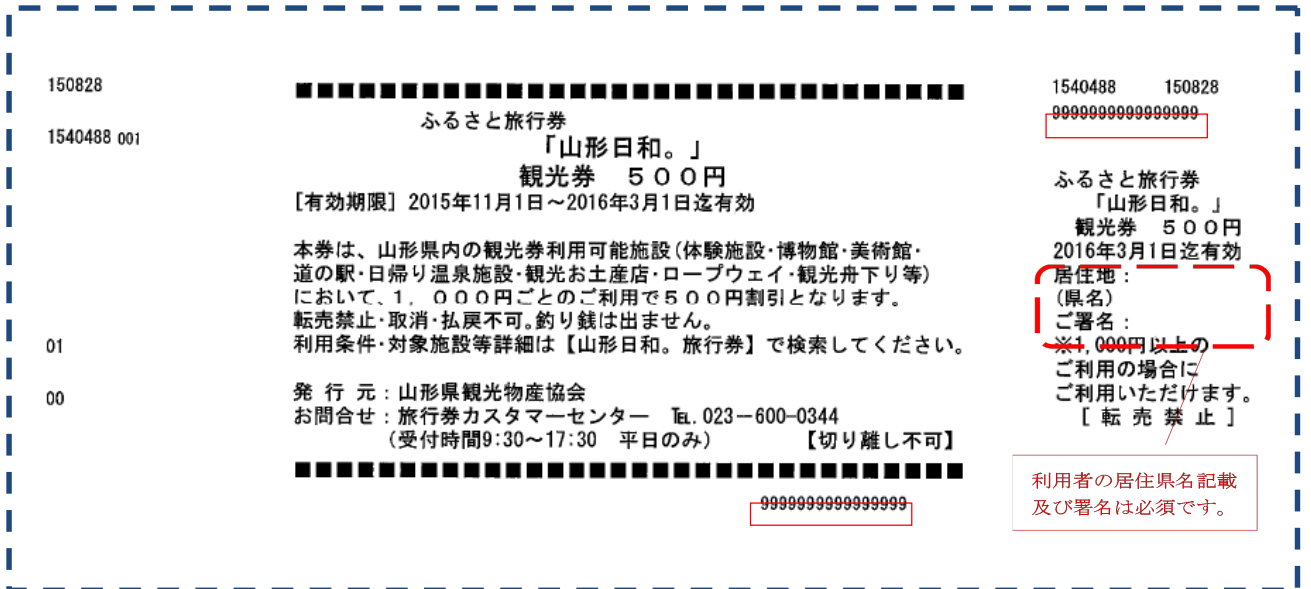
### ※旅行券のサンプル

(実際は、セブンイレブンまたはサークルKサンクスまたはチケットぴあの台紙に印刷されます。)



### ※観光券のサンプル

(実際は、セブンイレブンまたはサークルKサンクスまたはチケットぴあの台紙に印刷されます。)



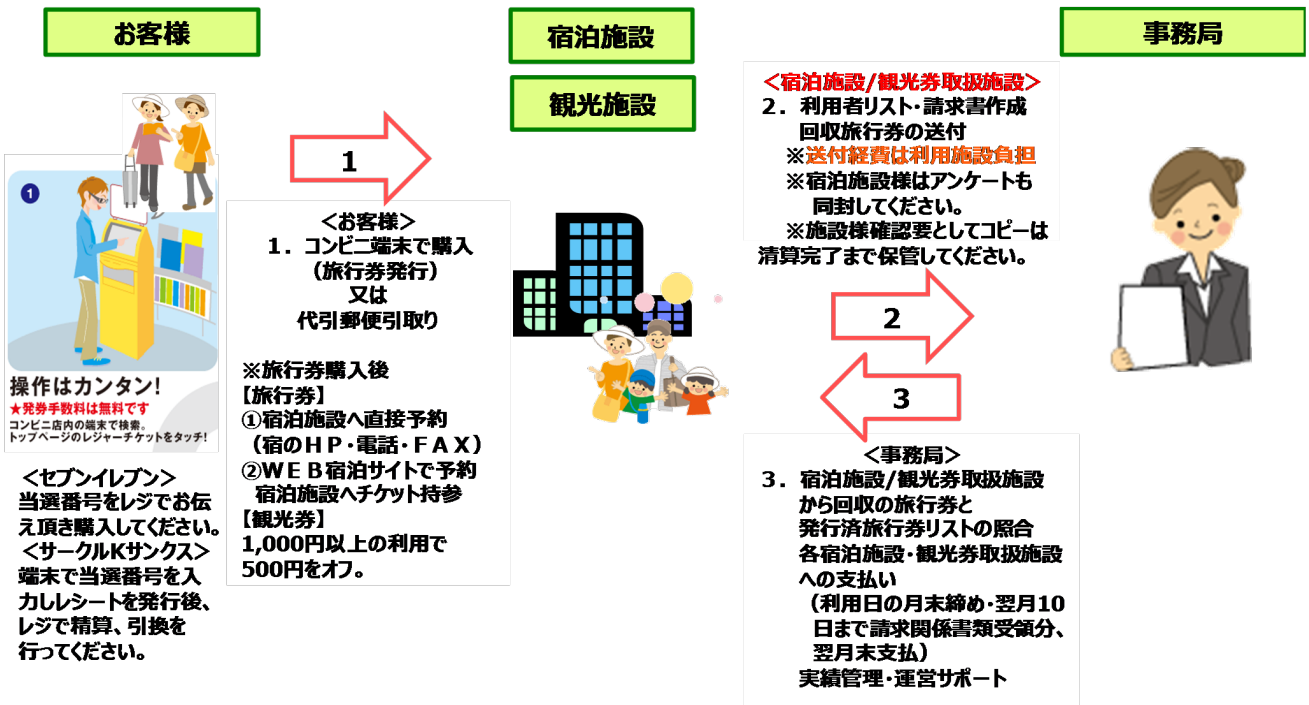
注) ※蔵王枠の旅行券に関しては券面の文字デザインが異なります。

※蔵王枠の旅行券の利用に関しては、【旅行券】利用可能宿泊施設として登録申請後、山形県観光物産協会の審査を通過された蔵王エリアの施設様限定での利用に限らせて頂きます。

※通常の「山形日和。」旅行券でも蔵王エリアの施設はご利用可能です。

※利用施設に関しては山形県観光物産協会のホームページにて告知・更新いたします。

### ◆「山形日和。」旅行券の業務フロー



## ◆お客様へのご案内

### (1) 「山形日和。」旅行券が利用できる予約・利用方法

- 1枚のチケットの 上片 【旅行券】 10,000円  
下片 【観光券】 500円 ※1,000円以上の利用で1枚利用可能  
切り離されていても利用は可能です。確実な回収をお願いいたします。

#### (○利用可能な例) 【旅行券】10,000円

- ① 山形県利用可能宿泊施設が直接運営するホームページ、電話、FAX、郵送などの方法により予約し、宿泊者が宿泊施設フロントへ直接宿泊代を支払う場合
- ② 仲介業者経由で予約し、宿泊者が利用可能宿泊施設フロントへ直接宿泊代を支払う場合  
※インターネットサイトの予約で、宿泊者が宿泊施設フロントへ直接宿泊代を支払う場合
- ③ ①または②の方法で予約し、宿泊料金と同時に飲み物代をフロント精算した場合  
※土産物、飲食以外にもマッサージ、ゴルフ代などフロントで精算するものは全て可能。
- ④ 10,000円以上のプランを造成するために、利用可能宿泊施設において土産付宿泊プランを造成し、①または②の方法で予約を受け、フロント精算した場合  
※蔵王枠の旅行券は指定した蔵王エリアの宿泊施設に限ります。

#### (○利用可能な例) 【観光券】500円 ※1,000円以上の利用で1枚利用可能

- ① 観光券取扱施設として登録いただいた観光施設のみ可能  
※蔵王枠に付随する観光券でもすべての山形県内の登録施設でご利用いただけます。
- ② 複数名で1,000円以上の精算をする場合

#### (×利用不可な例) 【旅行券】10,000円

- ① 山形県内での観光券取扱施設として登録していない施設
- ② インターネットサイトで予約し、宿泊日より前に宿泊代をクレジットカードで精算した場合
- ③ 宿泊者以外の代行者が宿泊料金を支払った場合
- ④ 宿泊施設の者が旅行券を購入して代金を支払った場合
- ⑤ 日帰りの場合

#### (×利用不可な例) 【観光券】500円 ※1,000円以上の利用で1枚利用可能

- ① 山形県内での観光券取扱施設として登録していない施設
- ② 精算額が1,000円未満の場合  
※合計金額の1,000円未満の端数に対して観光券の使用不可。つり銭支払い不可
- ③ 観光券にて、タバコ、商品券などの金券等の購入の場合



### (2) 「山形日和。」旅行券利用者への対応方法

- チェックイン時または会計時に、【旅行券】または【観光券】の利用があるかどうかご確認ください。
- <宿泊施設のみ>利用があると答えられた方に、アンケートをお渡しください。  
必要事項をご記入頂き、チェックアウト時までには回収をお願いします。  
※アンケート用紙は別紙を参照してください。

※国の交付金制度の性格上、利用条件としてお客様にアンケートへの御協力を依頼しており、今後の誘客施策等に反映するためにも、可能な限り回収をお願いします。

- お支払いの際に下記項目をご確認の上、【旅行券】または【観光券】を回収ください。

※精算後のお申し出、当日【旅行券】【観光券】を忘れた方は対象となりませんのでご注意ください。

＜「山形日和。」旅行券をお預かりした際にご確認いただく項目＞

- ・利用期間内の「山形日和。」旅行券であるか
- ・署名・居住都道府県名の記載があるか

必ず各券の利用者に

上片【旅行券】10,000円

下片【観光券】500円 ※1,000円以上の利用で1枚利用可能

いずれの利用時にも必ず券面の指定個所に居住地（県名）と署名を頂いてください。

※記入できないお客様の場合は利用施設の方が利用者の氏名等を代筆してください。その場合、記入できない旨と代筆者の署名を記載してください。

※記入方法は、別紙を確認してください。

- ・偽造された「山形日和。」旅行券ではないか  
(コピーしたものであることが疑われるなど)

※コピーされた場合は、券面内に COPY の文字が表示されます。

※後日、山形県のホームページに掲載予定のコピーと合わせて確認してください。

- ・「山形日和。」旅行券裏面に発行したコンビニ各社記載の注意事項が記されているか
- ・(宿泊施設のみ) 利用枚数はお1人様1泊2枚までか。旅行金額を上回る精算ではないか
- ・利用施設にて、送付する半券の余白に「利用施設名」「利用日(チェックイン日)」をご記入ください。

## ◆精算申請の流れ

実績報告書、請求書、アンケート(宿泊施設のみ)は、山形県観光物産協会のホームページに掲載しております。必要に応じて印刷の上、ご利用ください。

【旅行券】

- ・ふるさと山形四季旅事業(「山形日和。」旅行券)旅行券 利用実績報告書(様式第2号)
- ・ふるさと山形四季旅事業(「山形日和。」旅行券)旅行券 請求書(様式第3号)
- ・ふるさと山形四季旅事業(「山形日和。」旅行券)旅行券 アンケート(様式第4号)

【観光券】

- ・ふるさと山形四季旅事業(「山形日和。」旅行券)観光券 利用実績報告書(様式第2号)
- ・ふるさと山形四季旅事業(「山形日和。」旅行券)観光券 請求書(様式第3号)

↓  
＜宿泊施設の方々へ＞

1. 1日～月末日分の旅行券原券(宿泊施設の控えとして必ずコピーをし、平成28年5月31日まで保管してください。※左右切り離さずにお送りください。)、実績報告書、請求書、アンケートを1組とし、翌月10日までに「山形日和。」旅行券精算事務局へ到着するように送付ください。上記にかかる郵送料は宿泊施設負担となりますので、ご了承ください。

※送付の場合は、必ず記録が残る方法での郵送をお願いします。

※必ず毎月の送付をお願いいたします。上記の到着期限を過ぎた後はお取り扱いできません。

なお、平成28年2月分については必ず3月10日（木）まで到着するようお願いします。

※国の事業のため期限を過ぎた申請は一切お受けすることができませんので、ご注意ください。

2. 送付いただいた書類を元に照合を行い、翌月末までにご指定の口座に振り込みます。振込手数料は宿泊施設負担となり、請求額から振込手数料（1請求あたり一律540円）を差し引いた金額を振込みます。旅行券の原券がない場合は、お支払いできませんので予めご了承ください。

#### ＜観光券取扱施設の方々へ＞

1. 1日～月末日分の観光券原券（観光券取扱施設の控えとして必ずコピーをし、平成28年5月31日まで保管してください。※左右切り離さずにお送りください。）、実績報告書、請求書を1組とし、翌月10日までに「山形日和。」旅行券精算事務局へ到着するように送付ください。上記にかかる郵送料は観光券取扱施設負担となりますので、ご了承ください。

送付の場合は、必ず記録が残る方法での郵送をお願いします。

※必ず毎月の送付をお願いいたします。上記の到着期限を過ぎた後はお取り扱いできません。

なお、平成28年2月分と3/1利用分については必ず3月10日（木）まで到着するようお願いします。

※国の事業のため期限を過ぎた申請は一切お受けすることができませんので、ご注意ください。

2. 送付いただいた書類を元に照合を行い、翌月末までにご指定の口座に振り込みます。振込手数料は観光券取扱施設負担となり、請求額から振込手数料（1請求あたり一律540円）を差し引いた金額を振込みます。観光券の原券がない場合はお支払いできませんので、予めご了承ください。
3. 観光券はこの他、インターネットサイト(楽天・じゃらん)利用者・旅行商品造成支援対象旅行参加者用のものがございます。詳しくは別紙資料をご確認ください。

#### ◆「山形日和。」旅行券に関するお問合せ先

##### ＜登録申請・事業全体等に関するお問合せ＞

お問合せ先：公益社団法人 山形県観光物産協会 観光課 ふるさと山形四季旅事務局

電話：023-647-2333

問合せ時間：平日9:00～17:30

※土日祝日、年末年始（2015年12月29日～2016年1月3日）を除く

現在～2016年3月31日まで

##### ＜精算チケット管理・請求書等に関するお問合せと送付先＞

名称：株式会社JTB東北 法人営業山形支店

※「山形日和。」旅行券精算事務局宛 と必ず記入ください。

住所：〒990-0031 山形市十日町2丁目1-2

電話：023-608-5123

問合せ時間：平日9:30～17:00

※土日祝日、年末年始（2015年12月29日～2016年1月3日）を除く

2015年7月上旬～2016年3月31日まで